

宇部・山陽小野田消防組合同規約

(組合の名称)

第1条 この組合は、宇部・山陽小野田消防組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、宇部市及び山陽小野田市（以下「関係市」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- (1) 消防に関する事務（消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。）
- (2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、山口県の事務処理の特例に関する条例（平成12年山口県条例第2号）により関係市が処理することとされた事務

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、宇部市港町二丁目3番30号に置く。

(組合の議会の組織及び議決)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は9人とし、関係市の定数は次のとおりとする。

- (1) 宇部市 6人
- (2) 山陽小野田市 3人

2 組合の議会の議決は、過半数とする。ただし、山陽小野田市に関する重要議案については、山陽小野田市議会の意向を尊重する。

(組合議員の選挙の方法)

第6条 組合議員は、関係市のそれぞれの議会において、当該議会の議員のうちから選挙する。

2 組合議員に欠員を生じたときは、当該組合議員が属していた市の議会の議員のうちから後任議員を選挙する。

(組合議員の任期)

第7条 組合議員の任期は、関係市のそれぞれの議会の議員の任期による。

2 前条第2項の場合において、後任議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第8条 組合の議会に議長及び副議長それぞれ1人を置く。

2 議長及び副議長は、組合の議会において、組合議員のうちから選挙する。

(執行機関)

第9条 組合に管理者、副管理者及び会計管理者それぞれ1人を置く。

2 前項に定める者のほか、組合に必要な職員を置く。

(執行機関の選任)

第10条 管理者は、宇部市長をもって充てる。

2 副管理者は、山陽小野田市長をもって充てる。

3 会計管理者は、宇部市の会計管理者の職にある者をもって充てる。

4 管理者及び副管理者の任期は、関係市のそれぞれの長の任期による。

(監査委員)

第11条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合議員のうちから1人及び関係市の監査委員のうちから1人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期により、関係市の監査委員のうちから選任される者にあつては関係市の監査委員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(経費の支弁の方法)

第12条 組合の経費は、関係市のそれぞれの負担金のほか、補助金、地方債、寄附金、手数料及びその他の収入をもって充てる。

2 前項に規定する負担金(施設の整備に要する経費を除く。)の関係市ごとの額は、負担金の総額に、その予算の属する会計年度における関係市の地方交付税(普通交付税)の算定基準となった消防費に係る基準財政需要額を合算した額に対する関係市ごとの消防費に係る基準財政需要額の割合を乗じて得た額を基に組合の議会の議決を経て管理者が定める。

3 前項に規定する施設の整備に要する経費の負担については、次のとおりとする。

(1) 消防署の建設及び消防署に配備する消防ポンプ自動車、救急自動車及び連絡車に係る経費は、当該消防署の属する市が負担する。

(2) 関係市の要望に基づく施設の整備に要する経費その他の前号に掲げるもの以外の経費は、別に負担割合を協議する。

(雑則)

第13条 この規約に定めるもののほか、組合の管理及び執行に関し必要な事項は、組合の議会の議決を経て、管理者が定める。

附 則

この規約は、山口県知事の許可のあった日から施行し、第3条の事務の共同処理を開始する日は、平成24年4月1日とする。